

許可保持者又は権利林における持続的生産林管理の評価及び木材合法性認証
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程
第 : P. 43/Menhut-II/2014

唯一神の加護により、
インドネシア共和国林業大臣は、

- a. 政令 2008 年第 3 号で変更した森林管理、森林管理計画の策定、森林の活動における政令 2007 年第 6 号第 125 条第 (3) 項、第 100 条、第 119 条での規定を実施するために、許可保持者又は権利林における持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性認証における標準及び要領に関する林業大臣規程第 P. 38/ Menhut-II/ 2009 を数回変更した最終版林業大臣規程第 P. 42/Menhut-II/2013 が定められた ;
- b. 持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性認証の実施及び進捗を考慮した結果、持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性認証の再調整が必要である ;
- c. 上記 a 項及び b 項で述べた考慮に関連し、持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性認証に関する林業大臣規程を定める必要がある、

ことを考慮し、

1. 土地所有の基本規制に関する法律 1960 年第 5 号 (インドネシア共和国官報 1960 年第 104 号、インドネシア共和国官報補遺第 2043 号) ;
2. 生物資源及びその生態系の保全に関する法律 1990 年第 5 号 (インドネシア共和国官報 1990 年第 49 号、インドネシア共和国官報補遺第 3419 号) ;
3. 林業に関する法律 1999 年第 41 号 (インドネシア共和国官報 1999 年第 167 号、インドネシア共和国官報補遺第 3888 号) を変更した森林に関する法律 1999 年第 41 号の変更に関する法律代替政令決定 2004 年第 1 号を法律に制定するに関する法律 2004 年第 19 号 (インドネシア共和国官報 2004 年第 86 号、インドネシア共和国官報補遺第 4412 号) ;

4. アチェ特別州をナングル・アチェ・ダルッサラム州としての特別自治体にする法律 2001 年第 18 号（インドネシア共和国官報 2001 年第 114 号、インドネシア共和国官報補遺第 4633 号）；
5. パプア州に対する特別自治体に関する法律 2001 年第 21 号（インドネシア共和国官報 2001 年第 135 号、インドネシア共和国官報補遺第 4151 号）；
6. 地方政府に関する法律 2004 年第 32 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 125 号、インドネシア共和国官報補遺第 4437 号）を数回変更した最終版法律 2008 年第 12 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 59 号、インドネシア共和国官報補遺第 4844 号）；
7. 貿易に関する法律 2014 年第 7 号（インドネシア共和国官報 2014 年、インドネシア共和国官報補遺第 5512 号）；
8. 国家規格に関する政令 2000 年第 102 号（インドネシア共和国官報 2000 年第 1999 号、インドネシア共和国官報補遺第 4020 号）；
9. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 22 号、インドネシア共和国官報補遺第 4696 号）を変更した政令 2008 年第 3 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 16 号、インドネシア共和国官報補遺第 4814 号）；
10. 政府、州政府、県／市政府の政務分担に関する政令 2007 年第 38 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 82 号、インドネシア共和国官報補遺第 4737 号）；
11. 国営企業クフタナン・ヌガラに関する政令 2010 年第 72 号（インドネシア共和国官報 2010 年第 124 号）
12. 省庁の形成及び組織に関する大統領規程 2009 年第 47 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 55 号；
13. インドネシア・ブルサトゥ II 内閣の組閣に関する大統領決定 2009 年第 84/P 号を数回変更した、大統領規程 2013 年第 5/P 号；
14. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロン I の組織構成、業務、機能に関する大統領規程 2010 年第 24 号を数回変更した、大統領規程 2013 年第 56 号；

15. インドネシア・ブルサトゥ II 内閣の組閣に関する大統領決定 2009 年第 84/P 号を変更した大統領規程 2011 年第 59/P 号；
16. 国有林産物の管理化に関する林業大臣第 P. 55/Menhut-II/2006 を変更した林業大臣第 P. 45/Menhut-II/2009；
17. 林業大臣第 P. 33/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報 2012 年第 779）を変更した林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第 P. 40/Menhut-II/2010；
18. 権利林産物の管理化に関する林業大臣規程第 P. 30/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報 2012 年第 737 号）；
19. 林業パートナーシップによる地域住民の活性化に関する林業大臣規程 2013 年第 P. 39 号（インドネシア共和国官報 2013 年第 958 号）；
20. 林業製品の輸出規定に関する商業大臣規程第 64/M-DAG/PER/10/2012 を変更した商業大臣規程第 81/M-DAG/PER/12/2013

に鑑み、

次を決定する：

決定：許可保持者又は権利林における持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性認証に関する林業大臣規程

第 1 章 一般規定 第 1 条

本規程における用語は、次のように定義する。

1. 許可保持者とは、天然林木材利用事業許可（IUPHHK-HA）、人工林木材利用事業許可（IUPHHK-HT）、民有林木材利用事業許可（IUPHHK-HTR）、生態系修復森林林木材利用事業許可（IUPHHK-RE）、コミュニティー林木材利用事業許可（IUPHHK-HKM）、村落林木材利用事業許可（IUPHHK-HD）、再生林木材利用事業許可（IUPHHK-HTHR）、木材利用許可（IPK）、木材一次産業事業許可（IUIPHHK）、産業事業許可（IUI）又は産業登録証（TDI）、非生産者林業製品登録輸出業者（ETPIK Non-Produsen）、登録保管場（TPT）の許可保持者のことを言う。
2. 以降 TPT と略す登録保管場（empat Penampungan Terdaftar）とは、法令の規定に沿って権限を持つ職員より確定された事業体又は個人所有の一つ又は複数の場所からなる丸太及び／又は加工材収集所のことを言う。
3. 以降 IUIPHHK と略す木材一次産業事業許可（Izin Usaha Industri Primer Hasil Hutan Kayu）とは、権限を持つ職員より発行する、一つの許可保持者に対する、特定の一ヶ所における丸太及び／又は小径丸太を一つ又は複数種類の製品に加工するための許可のことを言う。
4. 以降 IUI と略す産業事業許可（Izin Usaha Industri）とは、事業所の土地及び建物を除いて、会社の投資全額が 2 億ルピア以上の高度木材加工産業業者に対する事業許可のことを言う。
5. 以降 IUI Lanjutan と略す高度産業事業許可（Izin Usaha Industri Lanjutan）とは、家具などの製品を加工する下流部門の木材加工会社に供与する事業許可のことを言う。

6. 以降 TDI と略す産業登録証 (Tanda Daftar Industri) とは、事業所の土地及び建物を除いて、会社の投資全額が 2 億ルピアまでの高度木材加工産業業者に対する事業許可のことを言う。
7. 管理権所有者とは、法令の規定に沿って森林管理を実施する権利を受託した林業分野の国営企業のことを言う。
8. 権利林とは、土地に対する根拠又は権利を証明し、森林地区外に存在する土地に対して権利が供与された土地にある森林のことを言う。
9. 小規模家業／職人とは、土地及び建物を除いて、投資全額が 500 万ルピアまでの、家庭が行い労働者が 1～4 人の小規模産業のことを言う。
10. 以降 ETPIK Non-Produsen と略す非生産者林業製品登録輸出業者 (Eksportir Terdaftar Produk Industri Kehutanan Non-Produsen) とは、林業製品を輸出するために認められた商社のことを言う。
11. 審査機関とは、以降 LP&VI と略す独立評価・審査機関 (Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen) を認定する機関である、国家認定委員会 (Komite Akreditasi Nasional (KAN)) のことを言う。
12. 以降 PI と略す独立監査員 (Pemantau Independen) とは、個人又はインドネシア法人機関の市民社会で、持続的生産林管理証明書 (S-PHPL) 又は木材合法性証明書 (S-LK) の発行など、林業分野における公共サービスに関連する監査機能を行う者のことを言う。
13. 持続的森林管理の基準及び要領とは、基準、条件、評価指標、評価方法、評価ガイドなどを含む持続的森林管理を満たすための要件のことを言う。
14. 木材合法性認証の基準及び要領とは、基準、条件、指標、認証者、認証方法、評価基準などを含む林業の利害関係者によって作成された木材／製品の合法性を満たすための要件のことを言う。
15. 以降 SVLK と略す木材合法性認証システム (Sistem Verifikasi Legalitas Kayu) とは、持続的生産林管理評価証明書、木材合法性証明書、供給者適合宣言などを通じて、森林管理の持続性及び／又は木材の合法性並びに木材の追跡性を保証するシステムのことを言う。
16. 以降 S-PHPL と略す持続的生産林管理証明書 (Sertifikat Pengelolaan Hutan Produksi Lestari) とは、許可保持者又は管理権所有者に供与する証明書で、持続森林管理の成功を供述するもののことを言う。
17. 以降 S-LK と略す木材合法性証明書 (Sertifikat Legalitas Kayu) とは、許可保持者、管理権所有者、権利林所有者に供与する証明書で、当該者が木材合法性基準を満たしたと供述するもののことを言う。
18. 供給者適合宣言とは、要件の適合を証明できたことに基づいて、供給者が行う適合宣言のことを言う。
19. ランダム検査とは、供給者適合宣言の信頼性を維持するために行う、政府又は政府が指名した第三者による不特定の木材合法性及び木材製品に対する確認活動のことを言う。
20. 特別検査とは、供給者が発行した適合宣言に対して、不適合又は不正が発生する恐れがあるため行う、木材の合法性及び木材製品に対する確認活動のことを言う。

21. V-Legal 表示とは、木材、木材製品、包装などに付ける表示で、木材及び木材製品が持続的生産林管理基準又は木材合法性認証基準を満たした証のことを言う。
22. V-Legal 文書とは、インドネシア共和国政府の規定に沿って、木材合法性認証基準を満たした輸出目的の木材製品であることを示す書類のことを言う。
23. 以降 LP&VI と略す独立評価・審査機関 (Lembaga Penilai dan Verifikasi Independen) とは、インドネシア法人企業で、持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性認証を行うために認定されたものを言う。
24. 以降 LPPHPL と略す持続的生産林管理評価機関 (Lembaga Penilai Pengelolaan Hutan Produksi Lestari) とは、持続的生産林管理の性能を評価する独立評価・審査機関のことを言う。
25. 以降 LVLK と略す木材合法性審査機関 (Lembaga Verifikasi Legalitas Kayu) とは、木材合法性認証を行う独立評価・審査機関のことを言う。
26. 大臣とは、林業関連を担当する大臣のことを言う。
27. 総局長とは、林業指導を担当する総局長のことを言う。

第 2 章 評価及び認証

第 1 部 一般

第 2 条

- (1) 持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性の認証は、独立評価・審査機関が行う。
- (2) 天然林／人工林／生態系修復森林木材活用事業許可の保持者に対する性能評価は、持続的生産林管理の性能評価基準に基づき、持続的生産林管理評価機関が行う。
- (3) 許可保持者、管理権所有者、権利林所有者に対する認証は、木材合法性認証基準に基づき、木材合法性審査機関が行う。

第 3 条

上記第 2 条で述べた天然林、人工林、生態系修復森林木材利用事業許可及び管理権に対する評価及び／又は認証は、大臣の命令又は許可保持者の依頼に問わず、持続的生産林管理証明書又は木材合法性証明書を取得するために、同時又は個別に行うことができる。

第 4 条

- (1) 天然林／人工林／生態系修復森林木材利用事業許可保持者及び管理権所有者は、必ず持続的生産林管理証明書を取得すること。
- (2) 天然林／人工林／生態系修復森林木材利用事業許可保持者及び管理権所有者が、上記第 (1) 項で述べた持続的生産林管理証明書を未取得の場合、必ず木材合法性証明書を取得すること。
- (3) 上記第 (2) 項で述べた木材合法性証明書は、一定期間有効とし、以降天然林／人工林／生態系修復森林木材利用事業許可保持者及び管理権所有者は、必ず持続的生産林管理証明書を取得すること。
- (4) コミュニティー林木材利用事業許可保持者、民有林木材利用事業許可保持者、村落林木材利用事業許可保持者、再生林木材利用事業許可保持者、木材利用許可保持者、木材一次産業事業許可保持者、産業事業許可保持者又は産業登録証保持者、非生産者林業製品登録輸出業者は、必ず木材合法性証明書を取得すること。

- (5) 権利林からの原材料と関連性を有する林産物利用事業許可保持者は、権利林所有者が木材合法性証明書を取得するために、必ず支援すること。
- (6) 持続的生産林管理証明書を取得した天然林／人工林／生態系修復森林木材利用事業許可保持者及び管理権所有者は、木材合法性証明書を取得する必要がない。
- (7) 木材利用許可保持者又は再生林木材利用事業許可保持者は、作業図の承認発行後、必ず直ちに木材合法性証明書を取得すること。
- (8) 登録保管場、小規模家業／職人、権利林所有者は、必ず木材合法審査機関による認定で木材合法性証明書を取得する又は供給者適合宣言書を発行すること。
- (9) 上記第(8)項で述べた供給者適合宣言を行う登録保管場は、必ず木材合法性証明書を取得した権利林から又は供給者適合宣言を添付した原材料の丸太を入手する及び／又は木材合法性証明書を取得した木材一次産業事業許可保持者から加工材を入手すること。
- (10) 木材及び／又は木材製品輸入業者は、木材の各出荷及び／又は輸入する木材製品に対して、必ず供給者適合宣言書を発行すること。

第5条

- (1) 木材一次産業事業許可保持者、産業事業許可保持者、産業登録証保持者、登録保管場、小規模家業／職人、非生産者林業製品登録輸出業者は、2014年12月31日までに、必ず持続的生産林管理証明書又は木材合法性証明書又は供給者適合宣言書を有する原材料及び／又は製品を使用すること。
- (2) 上記第(1)項で述べた供給者適合宣言書は、権利林、登録保管場、小規模家業／職人、輸入木材及び／又は木材製品からのものである。
- (3) 木材一次産業事業許可保持者、産業事業許可保持者、産業登録証保持者、登録保管場、小規模家業／職人、非生産者林業製品登録輸出業者が、上記第(2)項で述べた供給者適合宣言書を有する木材を使用した場合、使用する原材料の合法性を確認するために、必ず供給者適合宣言書の発行者に対して確認を行うこと。

第6条

上記第2条第(2)項で述べた持続的生産林管理の性能評価、上記第2条第(3)項で述べた木材の合法性、上記第4条第(8)項で述べた供給者適合宣言書における基準及び要領は、総局長規程で別途定める。

第2部

独立評価・審査機関の認定及び指定

第7条

- (1) 上記第2条で述べた独立評価・審査機関は、国家認定委員会が認定する。
- (2) 独立評価・審査機関は、上記第(1)項で述べた認定を取得するため、有効な法令に従い、国家認定委員会に依頼申請をする。
- (3) 上記第(2)項で述べた国家認定委員会の認定に基づき、大臣を代表する総局長は、独立評価・審査機関を指定する。
- (4) 独立評価・審査機関が、有効な規定に沿っていない行為を行った疑いがある場合、大臣を代表する総局長は、事実を証明した後、指定を取り消すこと。

(5) 上記第(4)項で述べた事実の証明は、総局長規程で定める。

第3部
評価
第8条

- (1) 有効な費用基準に沿った、林業省より費用負担される許可保持者に対する独立評価・審査機関による持続的生産林管理の性能評価又は木材合法性認証は総局長の指名に基づいて行う。
- (2) 上記第(1)項で述べた費用基準は、大臣が設定し、必要に応じて見直すことができる。
- (3) 次期に対する持続的生産林管理の性能評価又は木材合法性認証の費用は、権利所有者／許可保持者又は権利林所有者が負担する。
- (4) 能力が年 2,000m³ までの民有林木材利用事業許可保持者、コミュニティー林木材利用事業許可保持者、村落林木材利用事業許可保持者、木材一次産業事業許可保持者及び土地及び建物を除いて、資本が 5 億ルピアまでの小規模家業／職人、産業登録証保持者、産業事業許可保持者及び権利林所有者は、団体での木材合法性認証を申請することができる。
- (5) 権利林所有者、登録保管場、小規模家業／職人及び能力が年 2,000m³ までの民有林木材利用事業許可保持者、コミュニティー林木材利用事業許可保持者、村落林木材利用事業許可保持者、木材一次産業事業許可保持者及び土地及び建物を除いて、資本が 5 億ルピアまでの小規模家業／職人、産業登録証保持者、産業事業許可保持者に対する独立評価・審査機関による第 1 期目の立ち合い及び木材合法性審査の費用は、林業省又はその他合法かつ無拘束の資金源に負担させることができ、実施は団体的に行う。
- (6) 権利林所有者、民有林木材利用事業許可保持者、コミュニティー林木材利用事業許可保持者、村落林木材利用事業許可保持者グループに対する独立評価・審査機関による木材合法性認証のための審査費用は、生産がまだ開始されていない限り、林業省又はその他合法かつ無拘束の資金源に負担させることができる。

第9条

- (1) 林業省が評価用及び／又は審査の費用負担に限りがある場合、許可保持者は、持続的生産林管理証明書及び／又は木材合法性証明書を取得するために、第 8 条第(1)項で述べた独立評価・審査機関に対して、自主的に依頼申請をすることができる。
- (2) 上記第(1)項で述べた評価費用は、申請者の負担となる。

第4部
異議

第10条

- (1) 評価の各プロセス及び／又は結果の決定又は認証の各プロセス及び／又は結果の決定は、許可保持者、管理権所有者、権利林所有者に連絡する。
- (2) 許可保持者、管理権所有者、権利林所有者が、上記第(1)項で述べた評価の各プロセス及び／又は結果の決定又は認証の各プロセス及び／又は結果の決定に対して異議があった場合、解決のために持続的生産林管理評価機関又は木材合法性審査機関に対し異議を申し立てることができる。

- (3) 独立監査員（PI）、許可保持者、管理権所有者、権利林所有者は、国家認定委員会に対し、解決のための持続的生産林管理評価機関又は木材合法性審査機関の性能に対する苦情を申し立てることができる。
- (4) 国家認定委員会（KAN）は、苦情解決手順に従って、上記第（3）項で述べた苦情を解決する。
- (5) 独立監査員（PI）は、持続的生産林管理評価機関又は木材合法性審査機関に対し、解決を得るために評価又は審査結果に対する苦情を申し立てることができる。
- (6) 上記第（2）項で述べた異議の申し立て方法及び解決方法並びに上記第（3）項で述べた苦情の申し立て方法及び解決方法は、総局長規程で別途定める。

第 5 部 証明書発行

第 11 条

- (1) 上記第 2 条第（2）項、上記第 2 条第（3）項、上記第 3 条で述べた評価又は審査結果及び上記第 10 条第（4）項で述べた修正結果に基づき、独立評価・審査機関は、許可保持者に対し、持続的生産林管理証明書及び／又は木材合法性証明書を発行し、総局長に報告する。
- (2) 上記第（1）項で述べた証明書は、総局長による林産物利用事業許可の指導内容及び／又は更新の際に使用する。
- (3) 天然林／人工林／生態系修復森林木材利用事業許可保持者に対する持続的生産林管理証明書は、発行してから 5 年間有効で、少なくとも 12 ヶ月に 1 回の監査を行う。
- (4) 天然林／人工林／生態系修復森林木材利用事業許可保持者、管理権所有者、民有林／コミュニティ林／村落林／再生林木材利用事業許可保持者、林産物利用事業許可保持者及び土地及び建物を除いて、投資金額が 5 億ルピア以上の産業事業許可保持者に対する木材合法性証明書は、発行してから 3 年間有効で、少なくとも 12 ヶ月に 1 回の監査を行う。
- (5) 木材活用許可保持者に対する木材合法性証明書は、発行してから 1 年間有効とする。
- (6) 土地及び建物を除いて、投資金額が 5 億ルピアまでの産業事業許可保持者及び登録保管場、産業登録証保持者、小規模家業／職人、非生産者林業製品登録輸出業者に対する木材合法性証明書は、発行してから 6 年間有効で、24 ヶ月以内ごとに 1 回の監査を行う。
- (7) 権利林木材活用事業許可保持者に対する持続的生産林管理証明書は、発行してから 10 年間有効で、24 ヶ月以内ごとに 1 回の監査を行う。
- (8) 上記第（3）項及び第（4）項で述べた監査は、許可保持者の費用負担のもと、同時又は個別に行うことができる。
- (9) 上記第（3）項で述べた持続的生産林管理証明書は、少なくとも会社名又は許可保持者又は管理権所有者、区域面積、権利／許可／所有権の決定番号、独立評価・審査機関名、発行日、有効期限、証明書識別番号を記載すること。
- (10) 上記第（4）項、第（5）項、第（6）項、第（7）項で述べた木材合法性証明書は、少なくとも会社名又は許可保持者又は管理権所有者、区域面積、権利又は許可の決定番号、独立評価・審査機関名、発行日、有効期限、証明書識別番号、合法性の参照基準を記載すること。

- (11) 持続的生産林管理証明書又は木材合法性証明書を取得した許可保持者管理権所有者、権利林所有者は、別途の大臣決定で定める V-Legal 表示を付ける権利がある。
- (12) V-Legal 表示の使用要領は、総局長規程で別途定める。

第 12 条

- (1) 登録保管場、小規模家業／職人、権利林所有者に対する供給者適合宣言の有効期限は、使用する運搬文書の有効期限と同じである。
- (2) 供給者適合宣言の信頼性を維持するために、政府の費用負担で、政府又は政府が指名する第三者である木材合法性審査機関によるランダム検査を時期を特定せず行うことができる。
- (3) いずれかの宣言者の供給者適合宣言の発行に不適合及び／又は不正の恐れがある又は発見された場合、政府の費用負担で、政府又は政府が指名した木材合法性審査機関による特別検査を行う。

第 13 条

- (1) 持続的生産林管理評価機関（LPPHPL）は、性能評価の要件を満たした天然林／人工林／生態系修復森林木材利用事業許可保持者、管理権保持者に対し、持続的生産林管理証明書を発行する。
- (2) 「不良」評価を取得した許可保持者は、持続的生産林管理の性能を改善する機会が与えられる。
- (3) 「不良」の評価が前提条件、生産条件、生態学的条件、社会的条件などに与えられたにも関わらず、木材の合法性を満たす場合、持続的生産林管理評価機関は木材合法性証明書を発行する。
- (4) 上記第（3）項で述べた木材合法性証明書の発行は、持続的生産林管理評価機関が、木材合法性審査機関として認定され、指定された場合に行うことができる。
- (5) 上記第（2）項で述べた「不良」評価に対する持続的生産林管理の性能を改善する機会が与えられ条件は、総局長規程で別途定める。

第 14 条

- (1) 上記第 11 条第（4）項、第（5）項、第（6）項、第（7）項で述べた木材合法性証明書は、木材合法性審査基準が「満足」に該当する場合に発行する。
- (2) 審査結果が「不満足」に該当した場合、許可保持者に対し、木材合法性審査基準を満たす機会を与える。

第 15 条

- (1) 持続的生産林管理評価機関（LPPHPL）又は木材合法性審査機関（LVLK）は、林業省及び許可保持者、管理権所有者、権利林所有者に対し、評価又は審査結果報告書を報告する。
- (2) 持続的生産林管理評価機関（LPPHPL）又は木材合法性審査機関（LVLK）は、当該持続的生産林管理評価機関又は木材合法性審査機関及び林業省のホームページ（www.dephut.go.id 及び、<http://silk.dephut.go.id>）に持続的生産林管理の評価結果又は木材合法性審査の評価結果を公表すること。
- (3) 木材合法性認証の情報管理は、総局に所属する木材合法性情報システム（SILK）を通じて、木材合法性認証情報室（Unit Informasi Verifikasi Legalitas Kayu）が行う。

第 16 条

- (1) 木材合法性審査機関は、木材合法性証明書を取得した木材一次産業事業許可保持者、産業事業許可保持者、産業登録証保持者、小規模家業／職人、非生産者林業製品登録輸出業者に対し、V-Legal 文書を発行する。
- (2) 木材合法性証明書を未取得の木材一次産業事業許可保持者、産業事業許可保持者、産業登録証保持者、小規模家業／職人、非生産者林業製品登録輸出業者に対しては、木材合法性審査機関による検査を通じて、V-Legal 文書が発行される。
- (3) 上記第 (2) 項で述べた検査は、本規程が立法されてから、3 ヶ月以内に実施すること。
- (4) V-Legal 文書の発行要領は、総局長規程で別途定める。

第 3 章 独立監査員

第 17 条

- (1) 持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性審査の実施は、独立監査員 (PI) より監査される。
- (2) 持続的生産林管理の性能評価及び／又は木材合法性審査の審査費用は、独立監査員の自己負担である。
- (3) 政府は、有効な規定に基づいて、監査実施の資金源を取得できるように支援し、自己負担の推進を支援する。
- (4) 上記第 (1) で述べた監査の手順及び要領は、総局長規程で別途定める。

第 4 章 能力の強化

第 18 条

- (1) 政府は、独立評価・審査機関及び独立監査員の能力及び組織性を強化するために、技術支援又は資金的支援を行うことができる。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた政府による資金的支援がない場合、資金的支援は無拘束のその他の資金調達源から取得することができる。

第 19 条

本規程が有効する前に発行された持続的生産林管理証明書及び木材合法性証明書は、証明書の期限が終了するまで有効とする。

第 5 章 移行規則

第 20 条

- (1) 本規程が発効する前に発行された有効の持続的生産林管理証明書及び木材合法性証明書の有効期限は、確認後に本規程に従うこと。
- (2) 産業事業許可保持者、産業登録証保持者、非生産者林業製品登録輸出業者、コミュニティー林／民有林／村落林／再生林木材利用事業許可保持者は、2014 年 12 月 31 日までに必ず木材合法性証明書を取得すること。

- (3) 憲法裁判所決定 2012 年第 35 号に関連する慣習林産物の活用及び／又は管理化については、実施法令が制定された後に定める。

第 6 章
終章

第 21 条

- (1) 許可保持者又は権利林における持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性認証における標準及び要領に関する林業大臣規程第 P. 38/Menhut- II/2009 を数回変更した、最終版林業大臣規程第 P. 42/Menhut-II/2013 の実施規定は、本規程と矛盾しない限り、引き続き有効とする。
- (2) 本大臣規程が発効することにより、許可保持者又は権利林における持続的生産林管理の性能評価及び木材合法性認証における標準及び要領に関する林業大臣規程第 P. 38/Menhut-II/2009 を数回変更した最終版林業大臣規程第 P. 42/Menhut-II/2013 は取り消され、失効する。

第 22 条

本大臣規程は法律化日より有効とする。

各自が把握できるよう、本大臣規程をインドネシア共和国官報へ記載するよう、命じる。

ジャカルタにて制定。

2014 年 6 月 19 日

インドネシア共和国
森林大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

ジャカルタにて法律化。

2014 年 6 月 27 日

インドネシア共和国
法務人権大臣

署名

アミル・シャムスディン

インドネシア共和国官報 2014 年第 883 号

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長

クリスナ・リヤ